

資料 4 - 2

(4 - 2 - 1 ~ 4 - 2 - 5)

説明資料

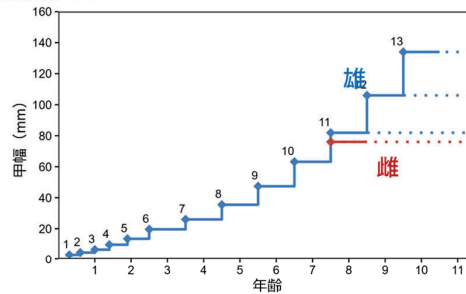
(諮問第 507 号、諮問第 508 号関係)

- ・ ずわいがに日本海系群 A 海域

ズワイガニ日本海系群A海域 令和7年度の資源評価結果について

水産政策審議会資源管理分科会
2026年5月18日

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布する。
本評価群はこのうち本州日本海沿岸の富山県以西島根県以東に分布する群である。
本海域の漁獲量や資源量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。



成長

ズワイガニの年齢、脱皮年齢および甲幅の関係 10歳までは雌雄共通である。



令和7年度資源評価結果の概要

1 管理基準値の見直し案と令和7年度の資源評価結果

- ・ 資源評価手法（齢期分解方法、資源動態モデル、混獲の仮定）の見直し
- ・ データ更新による再計算結果（令和6年度 → 令和7年度案）

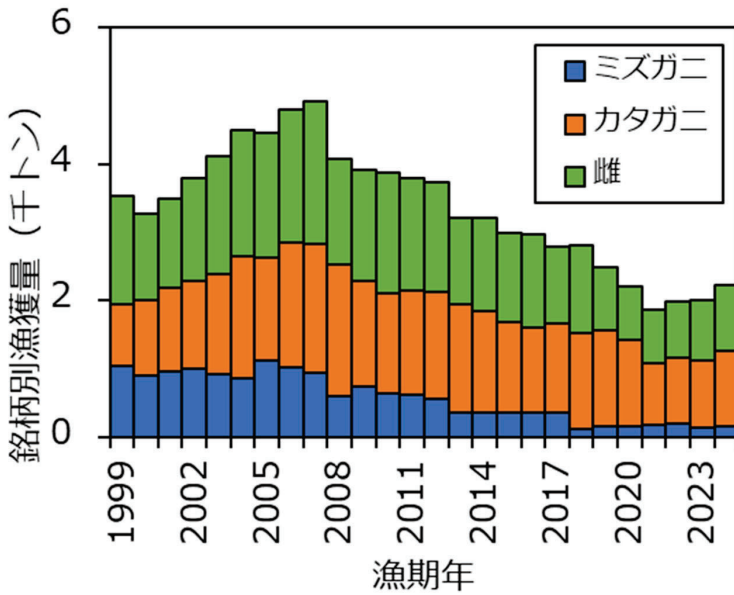
目標管理基準値	(3.0千トン → 2.6千トン)
限界管理基準値	(1.5千トン → 変更なし)
禁漁水準	(0.1千トン → 0.2千トン)
MSY	(3.7千トン → 2.9千トン)
- ・ 漁獲管理規則案（ $\beta=0.8$ → 変更なし）

2 追加試算結果（第5回SH会合の検討対応）

- ・ ABCの上限値を3,000トンとして、 $\beta=0.8$, $\beta=0.7$ で将来予測の試算
- ・ 経済的観点と今後予想される資源減少への対応（より安定な漁獲方策）



漁獲量の推移（ミズガニ、カタガニ、雌）



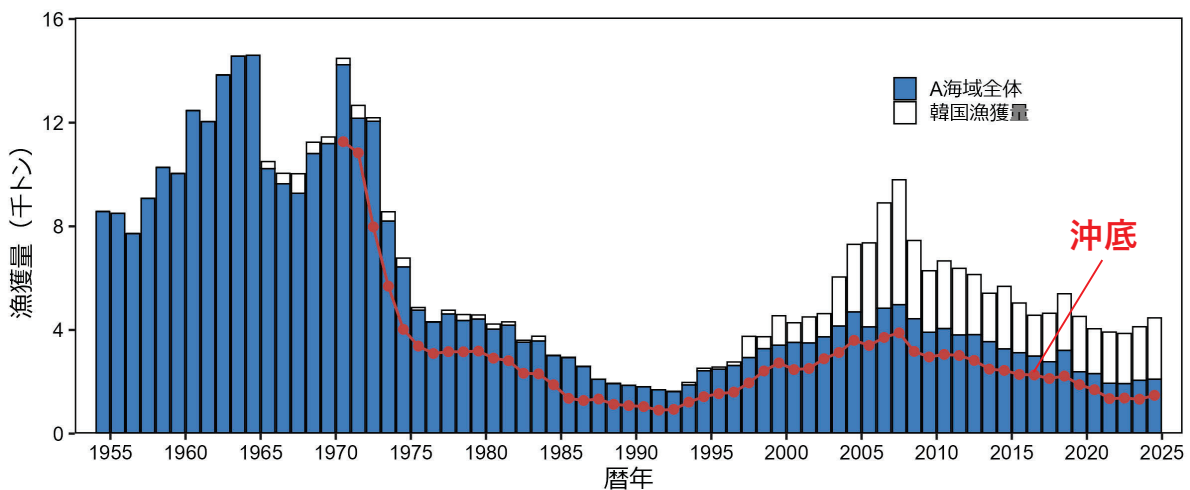
漁獲量の推移（銘柄別）

漁獲量は2007年漁期まで増加したが、以後は減少し、2024年漁期は約2,200トンであった。

近年は資源保護のためミズガニの漁獲量が少ない。



漁獲量（沖底）の長期的変化



漁獲量

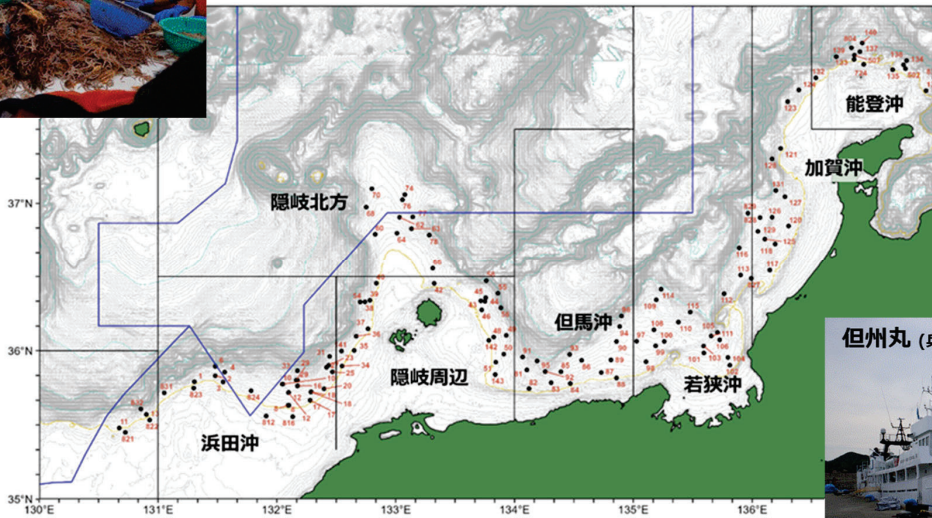
漁業・養殖業生産統計年報（農林統計）に基づく漁獲量（暦年、棒グラフ）

沖底の漁獲成績報告書による漁獲量（漁期年、赤折れ線）

参考として韓国における漁獲量も加えた



調査海域図（トロール調査）

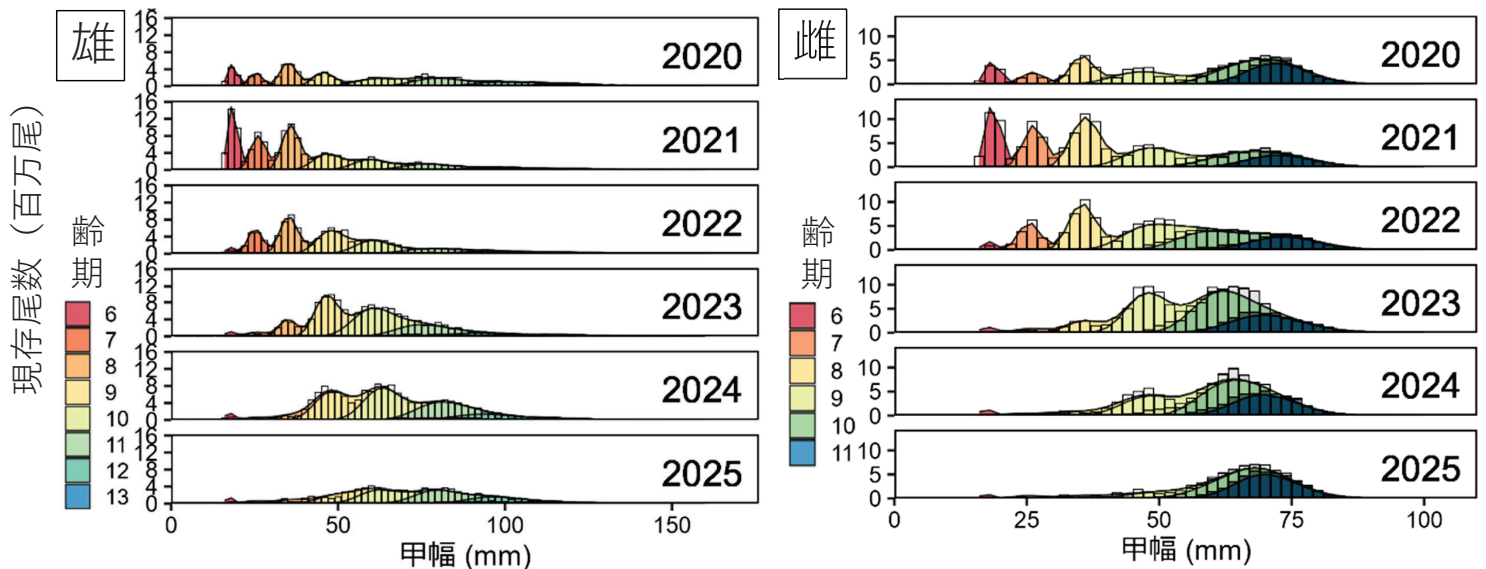


調査海域図

7海区3水深帯22層、計140点（水深190-550m）で調査を実施、面積密度法で資源量を推定



調査結果（サイズ別現存尾数）

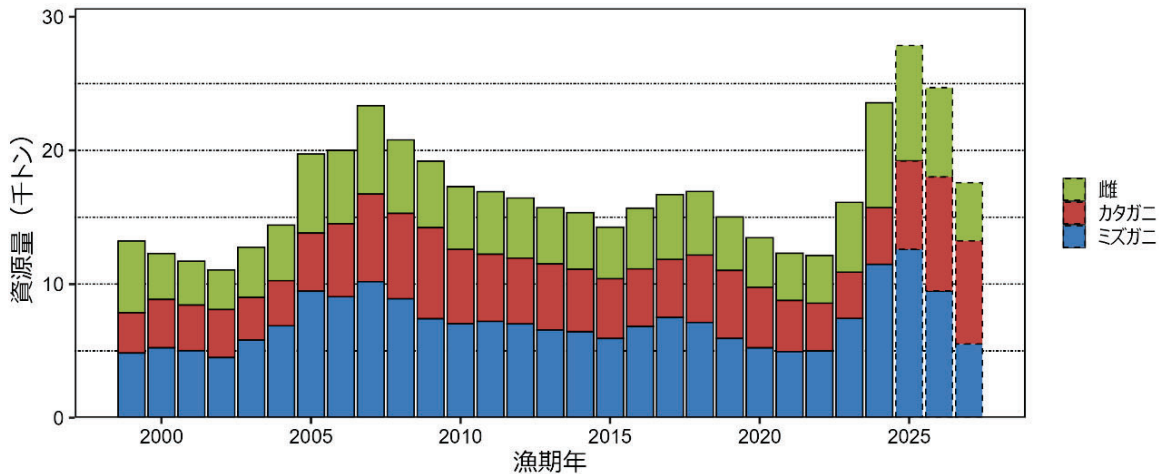


サイズ別現存尾数

各年のサイズ別現存尾数を把握すると共に、その後の資源量の変化を予測している。2020年頃より6～8齢期の現存量が多くなり、近年の資源量増加につながっている。しかし、近年は漁獲対象以前の小型の個体が少なく、今後、資源が減少すると予測されている。



資源量の推移（ミズガニ、カタガニ、雌）

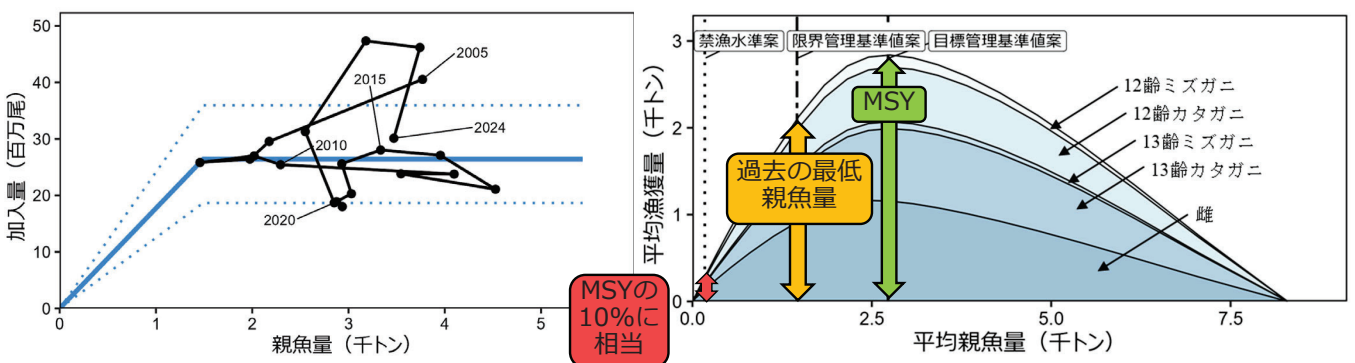


漁期開始時点の銘柄別資源量

ミズガニとカタガニは12歳と13歳の合計を、雌は11歳ク口コをそれぞれ示す。
2025年以降の値（枠点線）は現状の漁獲圧を仮定した前進計算に基づく予測値。



再生産関係と管理基準値案



再生産関係

1999～2018年漁期の親魚量（雌の漁期後資源量）と2005～2024年漁期開始時点の加入量（6歳10歳期雌雄）に対し、ホッケー・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

管理基準値案と禁漁水準案

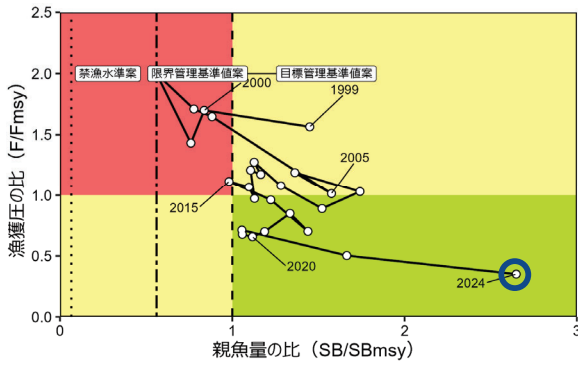
最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は2.6千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としては過去の最低親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年漁期後の親魚量	MSY	2024年漁期の漁獲量
2.6千トン	1.5千トン	0.2千トン	6.9千トン	2.9千トン	2.2千トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

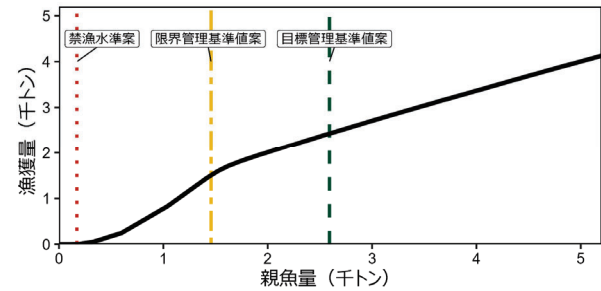
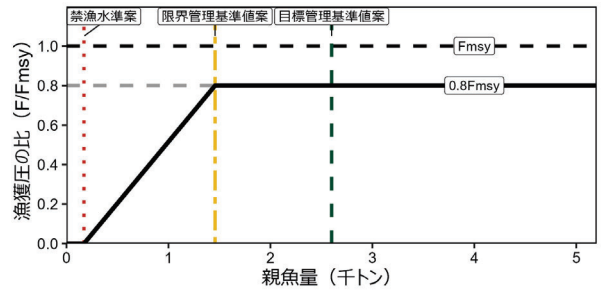


神戸プロットと漁獲管理規則案



神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、2005年漁期後以降、多くの漁期後に最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っており、2024年漁期も SBmsy を上回った (2.64倍)。漁獲圧 (F) は、2016年漁期以降、すべての漁期年で SBmsy を維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回っており、2024年漁期も Fmsy を下回った (0.35倍)。



漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

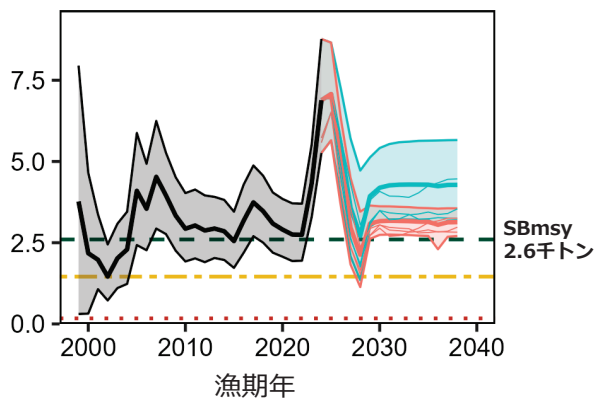
Fmsy に乗じる調整係数である β を 0.8 とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



将来予測結果 (グラフ)

将来の親魚量 (千トン)

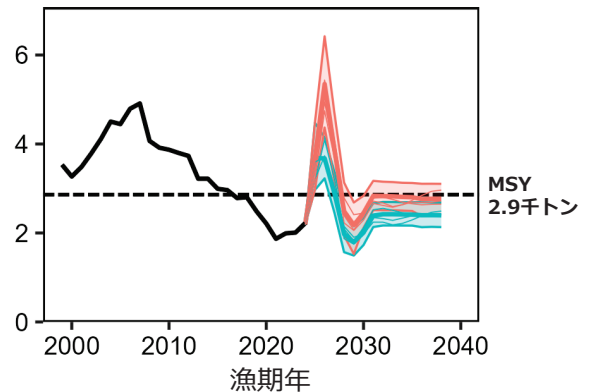


漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を 0.8 とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。

親魚量の平均値は目標管理基準値案を上回る水準で、漁獲量の平均値は MSY 水準よりやや低い水準でそれぞれ推移する。

将来の漁獲量 (千トン)



- 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta = 0.8$)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の 90% が含まれる範囲を示す。黒実線は推定結果の平均値を、灰色の網掛けは推定結果の 90% が含まれる範囲を示す。

- MSY
- 目標管理基準値案
- 限界管理基準値案
- 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



将来予測結果（数値）

将来の平均親魚量（千トン）

2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案（2.6千トン）を上回る確率

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
1.0	7.1	4.6	2.6	1.8	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	30%
0.9		4.7	2.8	2.0	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	73%
0.8		4.9	3.0	2.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	90%
0.7		5.1	3.2	2.3	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	96%
現状の漁獲圧		5.5	3.6	2.7	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2

将来の平均漁獲量（千トン）

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0	3.7	6.4	4.4	2.7	2.4	2.6	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8
0.9		5.9	4.2	2.6	2.3	2.5	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8
0.8		5.4	3.9	2.5	2.2	2.4	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
0.7		4.8	3.6	2.3	2.1	2.3	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
現状の漁獲圧		3.7	2.9	2.0	1.8	2.0	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2022~2024年漁期の平均： $\beta=0.52$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2025年漁期の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2026年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.8$ （標準値）とした場合、2026年漁期の平均漁獲量は5.4千トン、2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は90%と予測される。なお、 $\beta=0.9$ 以下であれば、2036年漁期に親魚量は目標管理基準値案を50%以上の確率で上回ると予測される。ただし、トロール調査、資源量推定および再生産関係等の不確実性を加味すると β を0.8以下とすることが望ましい。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



追加試算結果（第5回SH会合の検討対応）

表 1. 将来の平均親魚量(千トン)

漁獲管理規則	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
$\beta=0.8$	7.1	4.9	3.0	2.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0
$\beta=0.7$		5.1	3.2	2.3	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4
$\beta=0.8$, 上限3,000トン		5.7	3.7	2.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1
$\beta=0.7$, 上限3,000トン		5.7	3.7	2.6	3.6	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5
Fcurrent		5.5	3.6	2.7	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2

表 2. 将来の平均漁獲量(千トン)

漁獲管理規則	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
$\beta=0.8$	3.7	5.4	3.9	2.5	2.2	2.4	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
$\beta=0.7$		4.8	3.6	2.3	2.1	2.3	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
$\beta=0.8$, 上限3,000トン		3.0	3.0	2.9	2.4	2.6	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8
$\beta=0.7$, 上限3,000トン		3.0	3.0	2.6	2.2	2.4	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7
Fcurrent		3.7	2.9	2.0	1.8	2.0	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4

表 3. 将来の親魚量が目標管理基準値案を上回る確率(%)

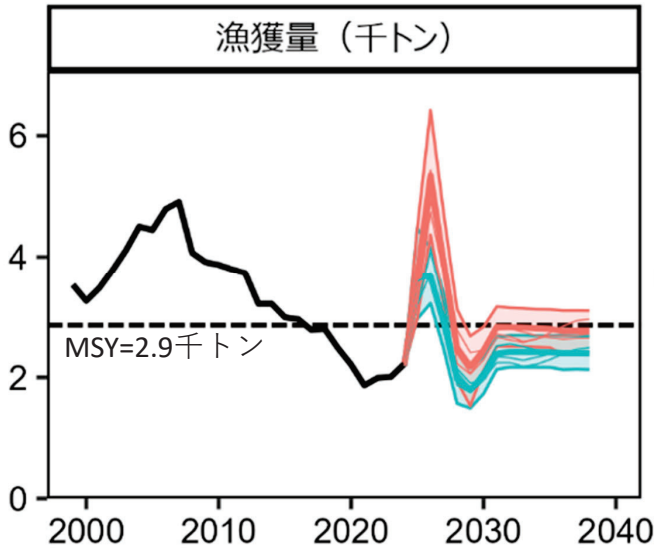
漁獲管理規則	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
$\beta=0.8$	100	100	63	24	95	98	98	98	98	98	98	90
$\beta=0.7$		100	71	32	99	100	100	100	100	100	100	96
$\beta=0.8$, 上限3,000トン		100	83	39	99	99	96	97	98	98	97	93
$\beta=0.7$, 上限3,000トン		100	83	42	100	100	100	100	100	100	100	97
Fcurrent		100	82	48	100	100	100	100	100	100	100	99

ABCの上限を3.0千トンにすると、 $\beta=0.8$ の場合、2026年のABCが5.4千トン→3.0千トンになる一方、2028年~2030年の予測漁獲量が200~400トン増加し、漁獲量の変動幅（2.4千~3.0千トン）が縮小

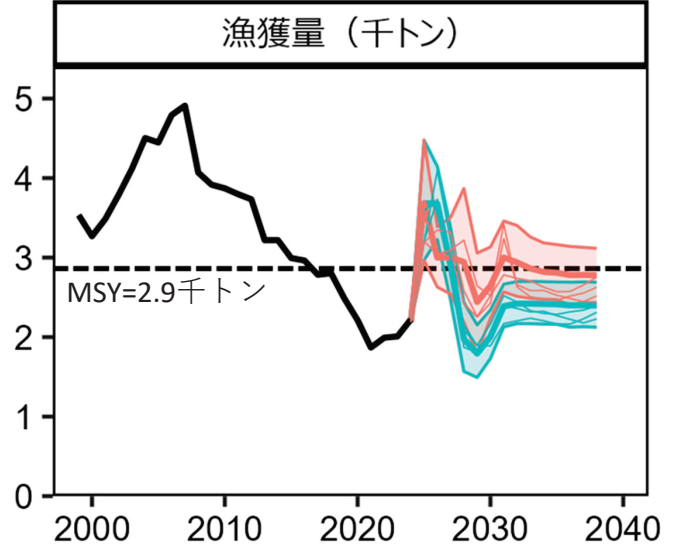


追加試算結果（第5回SH会合の検討対応）

$\beta=0.8$ （研究者の提案）



$\beta=0.8$ （上限3000トン）



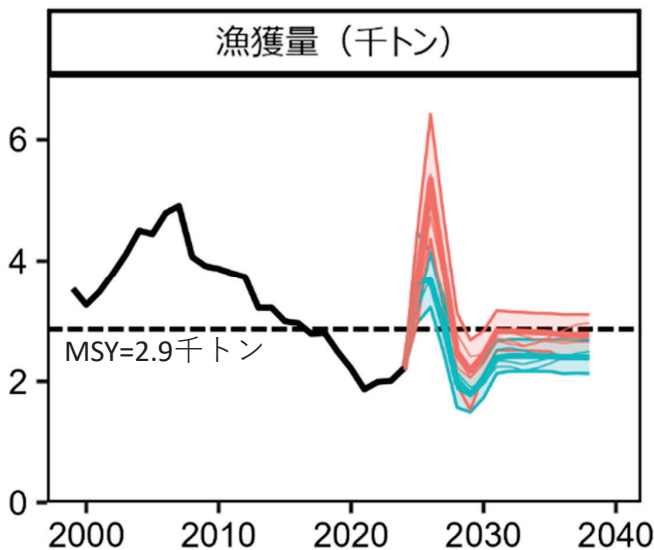
縦軸のスケールが異なることに注意

*シミュレーションではABCの平均値を上限（3,000トン）として計算

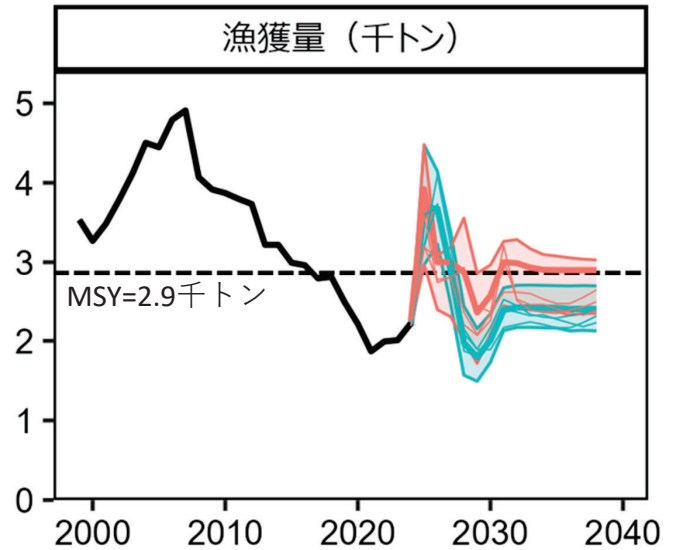


追加試算結果（第5回SH会合の検討対応）

$\beta=0.8$ （研究者の提案）



$\beta=0.7$ （上限3000トン）



縦軸のスケールが異なることに注意

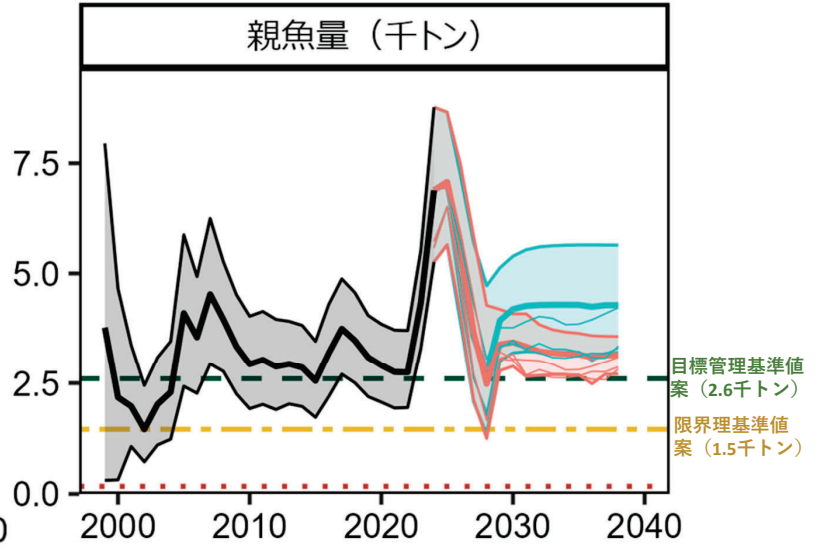
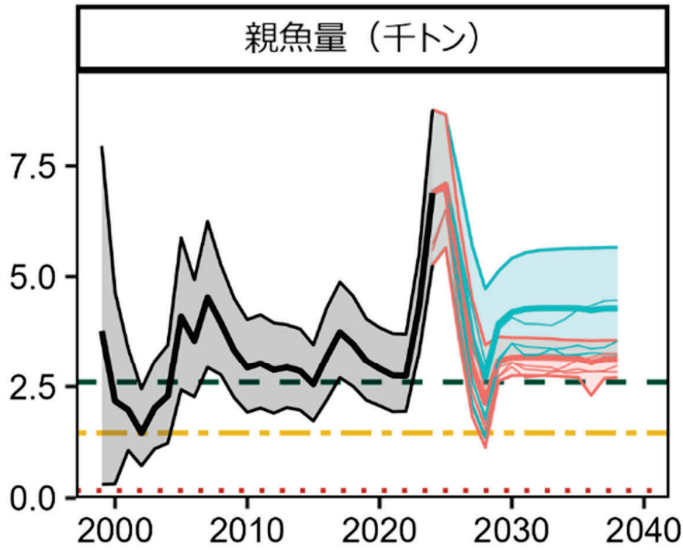
*シミュレーションではABCの平均値を上限（3,000トン）として計算



追加試算結果（第5回SH会合の検討対応）

$\beta=0.8$ （研究者の提案）

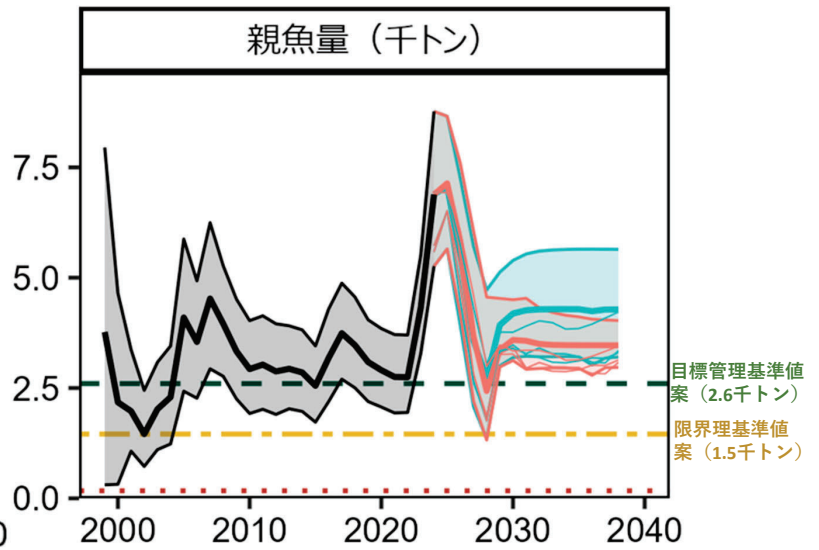
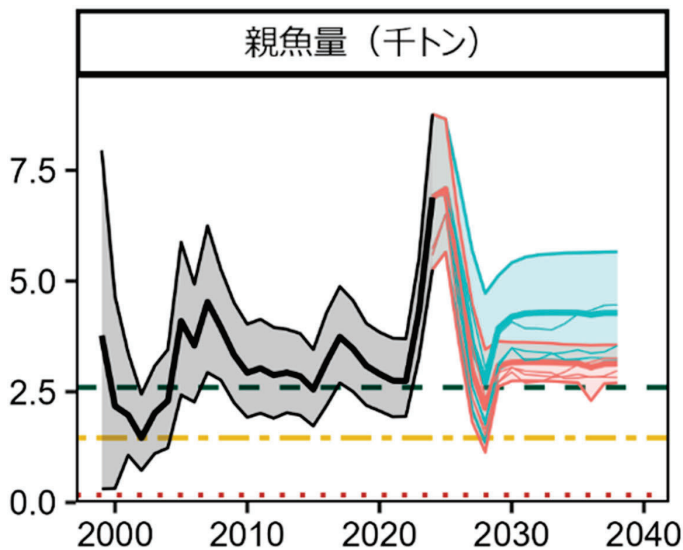
$\beta=0.8$ （上限3000トン）



追加試算結果（第5回SH会合の検討対応）

$\beta=0.8$ （研究者の提案）

$\beta=0.7$ （上限3000トン）



ズワイガニ日本海系群A海域の 資源管理について

水産庁

資源管理方針見直しの経緯

令和3年7月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年6月23日 (※管理開始5年目)	第4回ステークホルダー会合
令和7年10月28日	第5回ステークホルダー会合
令和8年3月12日	第6回ステークホルダー会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

第6回ステークホルダー会合のとりまとめ

- 1 資源管理目標については、研究機関に提示されたものを採用することとし、目標管理基準値2,600トンとする。
- 2 漁獲シナリオは、持続的利用の確保と安定供給の両方を目指すことから、2026年以降の漁獲量は3,000トンを上限として、 $\beta = 0.8$ を漁獲管理規則に用いて算定される漁獲量がそれを下回る年は当該漁獲量とする。
- 3 令和8管理年度については、TACの5%を国の留保とする。

※ β : 漁獲シナリオにおいて、漁獲圧力を決定する際に用いる調整係数をいう。

2

資源管理目標(案)

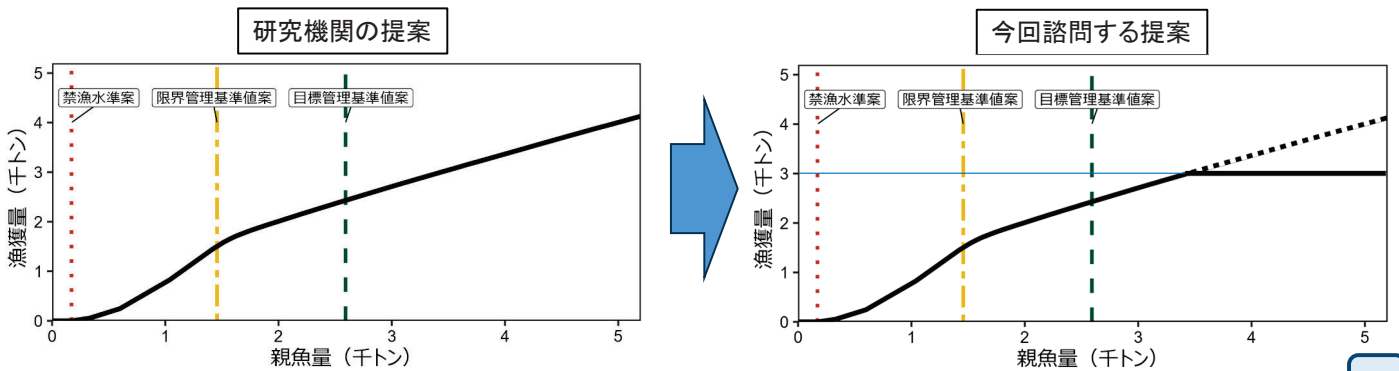
	令和8管理年度～	現行
目標管理基準値(Target Reference Point: TRP) =MSYを実現するために必要な親魚量(成熟した雌の資源量)	2.6千トン	3千トン
限界管理基準値(Limit Reference Point: LRP) =親魚量の過去最小値	1.5千トン	1.5千トン
禁漁水準値 =MSYの10%が得られる親魚量	0.2千トン	0.1千トン

3

漁獲シナリオ(案)

- 親魚量が令和18年度(2036年度)に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、漁獲圧力を調整する漁獲シナリオとする。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数($\beta = 0.8$)を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力を0とする。
- 研究機関の試算結果を踏まえ、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値(ただし、当該数量が3,000トンを上回る場合は、3,000トン)をABCとし、TACは当該値を超えない量とする。

【ズワイガに日本海系群A海域の漁獲シナリオ(案)】



4

参考:ABCの上限値を設けた場合の将来予測試算

- 1 本資源の将来予測は、2027年以降、親魚量が急減することを示している。
- 2 ステークホルダー会合において、本資源の持続的利用の確保と安定供給の両方を実現する漁獲シナリオとして、2026年以降の漁獲量は3,000トンを上限として、 $\beta = 0.8$ 又は 0.7 で導かれる将来の平均漁獲量が3,000トンを下回る場合には当該漁獲量とした場合の将来予測の試算を求める意見が出た。
- 3 研究機関の試算結果は、ABCの上限を3,000トンにすると、 $\beta = 0.8$ の場合、**2028年~2030年の予測漁獲量が200~400トン増加し、漁獲量の変動幅が2,400~3,000トンに縮小**することを示した。

【追加将来予測の結果】

表 1. 将来の平均親魚量(千トン)

漁獲管理規則	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
$\beta = 0.8$	7.1	4.9	3.0	2.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	
$\beta = 0.7$		5.1	3.2	2.3	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	
$\beta = 0.8$, 上限3,000トン		5.7	3.7	2.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	
$\beta = 0.7$, 上限3,000トン		5.7	3.7	2.6	3.6	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5
Fcurrent		5.5	3.6	2.7	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2

表 2. 将来の平均漁獲量(千トン)

漁獲管理規則	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
$\beta = 0.8$	3.7	5.4	3.9	2.5	2.2	2.4	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
$\beta = 0.7$		4.8	3.6	2.3	2.1	2.3	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
$\beta = 0.8$, 上限3,000トン		3.0	3.0	2.9	2.4	2.6	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8
$\beta = 0.7$, 上限3,000トン		3.0	3.0	2.6	2.2	2.4	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7
Fcurrent		3.7	2.9	2.0	1.8	2.0	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4

5

「別紙 2 - 18 ずわいがに日本海系群 A 海域」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針（農林水産省告示第千九百八十二号）の本則の第 9 の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (2) 特定水産資源である、ずわいがに日本海系群 A 海域については、5 年ごとの見直しのため、令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月にかけて、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を 3 回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）の案について議論した。その結果、研究機関から提案された目標管理基準値等を採用すること等が取りまとめられた。
- (3) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、ずわいがに日本海系群 A 海域の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2 - 18」に関連する規定について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
<p>(別紙2-18 すわいびがに日本海系群A海域)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 2.6千トン (最大持続生産量を実現するために必要な親魚量 (成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。))</p> <p>2 (略)</p> <p>3 禁漁水準値 0.2千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p>令和7年度 (2025年度) の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度 (2036管理年度) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</p> <p>2 漁獲圧力</p> <p>1の規定を踏まえたすわいびがに日本海系群A海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。</p> <p>(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(別紙2-18 すわいびがに日本海系群A海域)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 3千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量 (成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。))</p> <p>2 (略)</p> <p>3 禁漁水準値 0.1千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p>令和2年 (2020年) の資源評価に基づき、親魚量が令和12年 (2030年) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</p> <p>2 漁獲圧力</p> <p>1の規定を踏まえたすわいびがに日本海系群A海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 令和3年 (2021年) は、3(1)の漁獲可能量 (3千トン) により管理を行うものとする。</p> <p>(2) 令和4年 (2022年) から令和12年 (2030年) までは、以下のとおりとする。</p> <p>① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。</p>
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。</p> <p>3 漁獲可能量の算定方法</p> <p>生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</p> <p>(1) 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値</p> <p>(2) 2の規定にかかわらず、3(1)の規定に基づき算出した値が3千トンを上回る場合は、3千トン</p> <p>第5～第9 (略)</p>	<p>② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。</p> <p>③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。</p> <p>(新設)</p> <p>3 漁獲可能量の算定方法</p> <p>生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</p> <p>(1) 令和3年 (2021年) 3千トン</p> <p>(2) 令和4年 (2022年) から令和12年 (2030年) まで 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値</p> <p>第5～第9 (略)</p>

1

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）ずわいがに日本海系群 A 海域
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 18 年（2036 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
- ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを実現する水準に調整係数（ $\beta=0.8$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
- イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- ウ 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は 0 とする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 研究機関の試算結果を踏まえ、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値（ただし、当該数量が 3,000 トンを上回る場合は、3,000 トン）を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群 A 海域	3,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：2.6 千トン（MSYを実現するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：1.5 千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：0.2 千トン（MSYの 10%が得られる親魚量）

（参考 2）TAC及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R8 (2026) 管理年度	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023) 管理年度	R4 (2022) 管理年度
TAC	3,000	3,700	3,700	3,400	2,800
漁獲実績	—	—	2,236	2,020	1,892

2 配分（案）

- （1）T A Cの5パーセントを国の留保とする。
- （2）T A Cから留保を除いた分について、過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （3）配分量は別紙のとおり。
- （4）不足が生じた場合は留保から配分する。

令和8管理年度ずわいがに日本海系群A海域
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群A海域	3,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	2,213

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
富山県	39	島根県については、現行水準とする。
石川県	329	
福井県	243	
京都府	25	

留保(トン)	151
--------	-----

**令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(ずわいがに日本海系群 A 海域) (案)**

1 背景

令和 7 管理年度において、ずわいがに日本海系群 A 海域の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。